



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会の投資勧誘・顧客管理 に関する規制について

2025年1月24日
日本証券業協会 常務執行役 自主規制本部長
松本 昌男

目 次

- I 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要
- II 仕組債に対する規制について
- III 高齢顧客に対する自主規制について

I 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要

I – 1 証券取引・証券業務に係る規制の階層

法令	金融商品取引法 政府令 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 法令解釈Q & A、ノーアクションレターなど
自主規制	定款 自主規制規則 統一慣習規則 紛争処理規則 規則に関するガイドライン 規則に関するQ & A コンプライアンスレター 社内規程モデル・約款モデル 営業ルール照会制度による照会事項及び回答 その他協会員への通知文書 など

I – 2 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要①

目的（第1条）

- ・協会員が行う有価証券の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。

参考

非上場株式関係

「店頭有価証券に関する規則」、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」、「株主コミュニティに関する規則」

公社債関係

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」

外国関係

「外国証券の取引に関する規則」、「海外証券先物取引等に関する規則」

I – 2 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要②

合理的根拠適合性（第3条第3項）

- ・協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。

関連GL
Q&A

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第3項の考え方」
(合理的根拠適合性に係るガイドライン)

重要な事項の説明（第3条第4項）

- ・協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

関連GL
Q&A

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」
(「重要な事項」の説明に係るガイドライン)

I – 2 【参考】「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」（「重要な事項」の説明に係るガイドライン）のトークン化有価証券部分の抜粋

参考：「重要な事項」の説明に係るガイドライン

Q：トークン化有価証券の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：トークン化有価証券の販売に当たって、顧客に対し説明すべき重要な事項としては、例えば、次の事項が挙げられます。

（1）トークン化有価証券に用いられる技術等について

- ① 上場株式等が振替機関（証券保管振替機構）を通じて権利の移転・記録が行われるのに対し、トークン化有価証券は、ブロックチェーン技術等を利用し電子情報処理組織を用いて権利の移転・記録が行われること。
- ② トークン化有価証券は、銘柄ごとに用いられる技術の内容が異なる（それにより権利の移転・記録の方法が異なる）場合があること。
- ③ 権利の移転・記録に係る技術を提供する者と当該技術を用いて当該トークン化有価証券を流通させるプラットフォームを提供する者が異なる場合があること。

（2）トークン化有価証券に用いられる技術等のリスク

- ① 権利の移転・記録に係る技術の不確実性及びプラットフォームに係る技術・運営の不確実性に対するリスクがあること。
- ② 権利の移転・記録の仕組みが既存の有価証券（トークン化有価証券以外の有価証券をいう。以下同じ。）と異なることから、トークン化有価証券の流出や権利移転の効力発生要件、決済、対抗要件の具備について、既存の有価証券と異なるリスクがあること。
- ③ トークン化有価証券の流出等があった場合には、一定期間、権利の移転が行えなくなる、分配金の支払等が行われなくなる、また、当該トークン化有価証券に関する権利の全部又は一部が消失する可能性があること。

（3）有価証券の種類や取引に応じた規制等の適用

有価証券の種類や取引に応じて適用される法令諸規則による規制等は、トークン化有価証券についても、既存の有価証券と同様に適用されること。

なお、説明に当たっては、顧客の理解を十分に得るように行なうことが大切であることから、それぞれの事項について理解を得たことを確認するための確認書を受け入れる必要があります。

I – 2 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要③

顧客カードの整備（第5条）

・協会員は、顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 1 氏名又は名称
- 2 住所又は所在地及び連絡先
- 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る）
- 4 職業（顧客が自然人の場合に限る）
- 5 投資目的
- 6 資産の状況
- 7 投資経験の有無
- 8 取引の種類
- 9 その他各協会員において必要と認める事項

内部者登録カードの整備（第15条）

・協会員は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

関連GL
Q&A

内部者登録カードの整備等に関するQ & A

I – 2 【参考】顧客カードの管理等について

参考：金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抜粋）

III – 2 – 3 – 2 – 1 適合性原則

(1) 主な着眼点

② 顧客の属性等及び取引実態の的確な把握並びに顧客情報の管理の徹底

イ. 顧客の投資目的、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、顧客カード等については、顧客の投資目的を十分確認して作成し、顧客カード等に登録された顧客の投資目的を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。

また、顧客の申出等により、顧客の資産・収入の状況又は投資目的が変化したことを把握した場合には、それ以降の投資勧誘に際して顧客カード等の登録内容の変更を行うか否かを顧客に確認した上で変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、適切な顧客情報の管理を行っているか。

参考：日証協「令和6年度上半期 協会員に対する監査結果」（抜粋）

前向きな取組事例

○ 顧客属性等の適切な把握のための顧客カードの管理

当社においては、変化する顧客情報に関し、「顧客カード」が適切に更新されるよう、システム上一定期間更新がない場合に注意喚起アラートを表示するとともに、内部管理責任者から営業員に対し注意喚起を行っている。

また、「顧客カード」の変更については、担当営業員による恣意的な投資方針の変更が行われていないかという観点から、各営業部店において部店長が毎月開催する会議体（内部管理責任者の出席が必須）において、取引と合わせて属性チェックを行っている。

I – 2 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要④

取引開始基準（第6条）

・協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。

1 信用取引

1の2 外国株式信用取引

2 新株予約権証券の取引

3 新投資口予約権証券の取引

4 有価証券関連デリバティブ取引

5 特定店頭デリバティブ取引

6 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ

7 店頭取扱有価証券の取引

8 株式投資型クラウドファンディング業務に係る取引

9 株主コミュニティ銘柄の取引

10 トークン化有価証券の取引

11 その他各協会員において必要と認められる取引

・取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。

I – 2 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要⑤

勧誘開始基準（第5条の2）

・協会員は、個人顧客に対し、次に掲げる販売の勧誘（不招請勧誘）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘（不招請勧誘）を行ってはならない。

- 1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売
- 2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売
- 3 レバレッジ投資信託に係る販売
- 4 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」第2条第2号に規定する審査規定等対象社債券に係る販売

関連GL
Q&A

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の2の考え方」
(勧誘開始基準に係るガイドライン)

注意喚起文書の交付（第6条の2）

・協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。

- 1 有価証券関連デリバティブ取引等
 - 2 特定店頭デリバティブ取引等
 - 3 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等
 - 4 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
 - 5 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- ・協会員は、顧客と上記の有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。

関連GL
Q&A

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2の考え方」
(注意喚起文書の交付等に係るガイドライン)

顧客からの確認書の徴求（第8条）

・協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券、カバードワラント、トーケン化有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等、商品関連市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等の取引契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係るリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求するものとする。

・協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取引契約を締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係るリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求するものとする。

I – 2 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の概要⑥

高齢顧客に対する勧誘による販売（第5条の3）

- ・協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。

関連GL
Q&A

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」
(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)

仮名取引の受託の禁止（第13条）

- ・協会員は、顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文があった場合において、仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。

関連GL
Q&A

「仮名取引の受託の禁止」に関するQ & A

Ⅱ 仕組債に対する規制について

II – 1 仕組債とは①

仕組債

債券の条件の中にデリバティブ類似の「仕組み」を組み込み、通常の固定利付債や変動利付債などにはない経済条件を備えた金融商品

仕組債

債券

- 定期的にクーポンが支払われる
- 償還日に元金が返ってくる

+

デリバティブ

- 条件次第でクーポンの利率や償還額、償還期日、償還方法等が変化する

II – 1 仕組債とは②

代表的な仕組債

仕組み部分	仕組債の通称	特徴	組み込まれるデリバティブの例
クーポン	リバースフローター債	金利低下時にクーポンが上昇する変動利付債	金利スワップ
	リバースデュアルカレンシー債	クーポンが外貨建てで支払われる外債	クーポンスワップ
	キャップ付フローター債	クーポンに上限がある変動利付債	金利スワップ
	CMS連動債	スワップレートに連動してクーポンが決定される変動利付債	CMS
償還元本	デュアルカレンシー債	償還元本が外貨建てで支払われる外債	為替フォワード又は通貨オプション
	他社株転換可能債(EB債)	判定期間に対象株価が基準価格を下回れば元本償還が株式で行われる債券	個別株オプション
	株価指数リンク債	判定期間に株価指数が一定水準を下回れば償還元本の額が株価指数にリンクする債券	株価指数オプション

(出所) シグマインベストメントスクール通信教育講座「対面営業に強くなる仕組み債・外債 超入門コース（第1分冊）」P.31を基に作成

II – 1 仕組債とは③

20××年12月21日満期（1年債）期限前償還条項 ノックイン条項付複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債

商品概要	
発行体	欧州金融機関
格付	AA-
申込単位	額面100万円以上額面100万円単位
利率	年率9.40%(税引前)
発行日	20××年12月20日
満期償還日	20××年12月21日（ただし最短で20××年3月22日に期限前償還される可能性がある）
利払日	年4回（3月、6月、9月、12月の各21日（当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする。））
対象株式	東京証券取引所上場A銘柄・東京証券取引所上場B銘柄
期限前償還判定日	各利払日（満期償還日を除く）の10共通予定取引所営業日前
期限前償還判定価格	各対象株式につき当初価格の105.00%（小数点第3位四捨五入）
期限前償還	期限前償還判定日において、すべての対象株式終値がそれぞれ期限前償還判定価格以上である場合、直後の利払日に1券面あたり額面100.00%の現金で償還される
観察期間	20××年12月22日から最終評価日までの期間
ノックイン価格	各対象株式につき当初価格の65.00%（小数点第3位四捨五入）
ノックイン事由	観察期間中のいずれかの予定取引所営業日において、いずれかの対象株式終値が一度でもノックイン価格以下となった場合に発生

II – 2 日証協規則における仕組債の定義

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1～6 (略)

7 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、**次のいずれかに掲げるものを**いう。ただし、当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。

- イ **償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの**（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、**他の有価証券で償還される条件があるもの**
- **発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの**（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
- ハ **発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの**（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
- 二 **条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの**（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

Ⅱ－2 【参考】日証協「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について（平成23年2月1日）

- 本資料は、仕組債の中で、「適合性の原則等に基づく勧誘の適正化」及び「説明責任等の徹底（最悪シナリオを想定した損失の説明、確認書（チェックシート）の利用等」を図る必要がある「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうか判断するために用いるものとして作成したものです。
- 「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうかは、下表の次の項目ごとに該当性を確認し、判断する。

（1）商品例

- ① 償還（形態・通貨・額）が確定しているものであるか。※1
- ② 払込通貨と同通貨で償還するものであるか。
- ③ クーポン（通貨・額）が確定しているものであるか。※2
- ④ 払込通貨と同通貨でクーポンが支払われるものであるか。
- ⑤ クーポンが0（ゼロ）又は極めてそれに近い水準になるものであるか。

（2）商品タイプ

- （3）主なスキーム※3
- （4）リスクの種類と大きさ

※1 「償還額が確定している」とは、100%の償還が確定している、又は、オーバーパーで償還する可能性があることを指す。

※2 「クーポンが確定している」とは利率又は通貨のいずれも変動しないもの（払込通貨と同じとは限らない。）を指す。

※3 「（3）主なスキーム」は「（2）商品タイプ」の例として掲げているものであり、同一のスキームが複数のNo.欄に記載されている場合がある。「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうかについては、必ず（1）～（4）全ての事項を確認して判断すること。

Ⅱ－2 【参考】日証協「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について（平成23年2月1日）つづき

No.	商品例					商品 タイプ	主な スキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取 引に類する複雑な 仕債」であるか否 か				
	償還		クーポン										
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない								
1	○	○	○	○	○		SB、ステップアッ プ（ダウ）債		仕組債ではない				
1-2	○	○	○	○	○		転換社債及び他社 株交換権付社債		仕組債ではない				
1-3	○	○	○	○	○	償還が払込通貨 ベースで100%を 確保。クーポンは 変動しない	[コール（プッ ト）買い型] 円債、 同外債	償還時：なし 中途売却時：償 還時に参考して いる金融指標等 の変動により価 格変動。ただし、 確定金利、元本 確保型のため下 限あり	×複雑な仕組債では ない。 ・（オプション価 値分クーポンは落 ちるが）償還時元 本確保型でクーポ ンが変動しない。				
2-1	○	○	×	○	○	払込通貨で100% 償還。クーポンが 短期金利指標に連 動する変動利付債	[Libor (Tibor) フローター債、 CMT フローター 債] 円債、同外債	償還時：なし 中途売却時：金 利水準の変動に による価格変動は 小さい	×複雑な仕組債では ない。 ・（クレジットの 変化による価格変 動はあるが）金利 水準の変動による 価格変動が小さい				

※1 この表において「償還額が確定している」とは、100%の償還が確定しているまたはオーバーパーで償還する可能性があることを指す。

※2 同じく「クーポンが確定している」とは利率または通貨のいずれも変動しないもの（払込通貨と同じとは限らない）を指す。

Ⅱ－2 【参考】日証協「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について（平成23年2月1日）つづき

No.	商品例					商品 タイプ	主な スキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取 引に類する複雑な 仕債」であるか否 か				
	償還		クーポン										
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない								
2-2	○	○	×	○	○	払込通貨で100%償還。クーポンが株価や為替等の金融指標に連動する債券	フロータークーポン型債（2-1を除く）円債、同外債	償還時：なし 中途売却時： クーポン決定時に参照している金融指標等の変動により価格変動。	×複雑な仕組債ではない。 ・償還時元本が確定しており、且つクーポンが一定値より低くなることはないため、価格変動は大きくない				
2-3	○	○	○	×	○	払込通貨で100%償還。確定クーポンが異なる通貨で支払われる債券	リバース・デュアルカレンシー債（以下、逆デュアル債という。）	償還時：なし 中途売却時： クーポンを支払う通貨の為替レートの影響を受けて価格変動する	×複雑な仕組債ではない。 ・償還時元本が確保されており、且つクーポンが払込通貨ベースで0になる可能性は大きくないため、価格変動は大きくない				

Ⅱ-2 【参考】日証協「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について（平成23年2月1日）つづき

No.	商品例						商品 タイプ	主な スキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取 引に類する複雑な 仕債」であるか否 か				
	償還		クーポン											
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない									
3	○	×	○	○	○	払込通貨と異なる通貨 で100%償還。確定 クーポンが払込通貨／ 償還時通貨で支払われる	デュアル・カレ ンシー債（以下、 順デュアル債と いう。）	償還時：為替リ スク 中途売却時：償 還時通貨の為替 レートの変動影 響を受ける	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時点では、外 貨建てSBを購入し た場合と同じ ・期中の価格変動イ メージは、外貨建て のSBの価格を円貨 換算した場合とほぼ 同じになる。					
3-2	○	×	○	×	○	払込通貨と異なる通貨 で100%償還。クーポ ンが株価や為替等の金 融指標に連動して変動 する	フロータークー ポン型順デュアル債、 同逆デュアル債	償還時：為替リ スク 中途売却時：償 還時通貨の為替 レートの変動の影 響や、クーポ ンが参照してい る金融指標等の 変動の影響を受 ける	◎複雑な仕組債であ る。					
4	○	×	×	○	○									
4-2	○	×	×	×	×									

Ⅱ－2 【参考】日証協「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について（平成23年2月1日）つづき

No.	商品例						商品 タイプ	主な スキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取 引に類する複雑な 仕債」であるか否 か				
	償還		クーポン											
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない									
5	○	○	×	○	×	払込通貨で100%償還する。クーポンが金利や為替等の金融指標等の変動により大きく変動する	[リバースフローター型、CMS フローター型、パワークーポン型、ダイレクトクーポン型、snowball型、コリドー型、デジタルクーポン型、リスト型] 円債、同外債、同逆デュアル債	償還時：なし 中途売却時： クーポンに組み込まれた仕組みにより、大きく価格変動する可能性がある	◎複雑な仕組債である。					
5-2	○	○	×	×	×									
6	○	×	×	○	×	払込通貨と異なる通貨で100%償還。クーポンが為替や金利等の金融指標等の変動により大きく変動する	[リバースフローター型、CMS フローター型、パワークーポン型、ダイレクトクーポン型、snowball型、コリドー型、デジタルクーポン型、リスト型] 順デュアル債、同逆デュアル債	償還時：為替リスク 中途売却時：一定の条件下でクーポンが0（0に近い状態を含む）になることで割引債と同様の状態となり、年限の長いものは大きく値下がりする可能性がある	◎複雑な仕組債である。					
6-2	○	×	×	×	×									

Ⅱ-2 【参考】日証協「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について（平成23年2月1日）つづき

No.	商品例					商品 タイプ	主な スキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取 引に類する複雑な 仕債」であるか否 か				
	償還		クーポン										
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている ※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている ※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない								
7	×	—	—	—	—	一定の条件により（元本を下回る価値の）現物で償還される可能性がある債券 償還時に100%未満で償還される可能性がある債券 (価格が設定当初から償還まで、特定の指標にレバレッジ無く連動するものを除く。) 償還時通貨が確定していない債券	プット売り型EB (償還時等あらかじめ定められた时限で自動権利行使されるものを含む。)、 ノックイン型債、 償還通貨判定型債、 エクイティ指数リンク債 (プット売り型)、 クレジットリンク債(单一の企業等のクレジットのみを参照し、当該企業等のデフォルト発生時以外は100%償還となるものをく。) など ※以上すべて通貨タイプは問わない	償還時：参照指標の変動に連動し大幅な価格下落（最大無価値化）となる場合あり 中途売却時：参照指標の変動に連動し大幅な価格下落となる場合あり	◎複雑な仕組債である。				

【留意事項】

- リパッケージ債については、最終的にリパッケージされた商品の商品性でどの項目に該当するかを判断するものとする。

時期	内容
2009年11月13日	金融庁政務三役「金融・資本市場に係る制度整備について」公表
2009年12月17日	金融庁「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」公表（意見募集）
2009年12月28日	日証協、証券界の意見を提出
2010年1月21日	金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」公表
2010年9月13日	金融庁「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」公表
2010年9月15日	日証協「自主規制におけるデリバティブ取引等規制の対応について」公表
2010年12月27日	金商法施行令等改正
2011年1月31日	日証協、デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う規則改正
2011年4月1日	金商法・日証協規則施行

II – 3 仕組債に対する規制導入の経緯② 金融庁政務三役「金融・資本市場に係る制度整備について」（抜粋）

金融・資本市場に係る制度整備について(平成21年11月13日 金融庁政務三役)

金融庁では、金融・資本市場に係る制度整備に関する検討について、来年度通常国会に向けて以下のような方針で対応する。

1. 今次の世界的な金融危機を受け、店頭デリバティブやヘッジ・ファンドなどに関して国際的な議論が行われている。また、金融審議会・基本問題懇談会においてもこれらの事項について審議を行っている。こうした各般の議論、審議を踏まえつつ、我が国として対応すべき諸課題について、来年度通常国会に向けた具体的検討を開始する。
2. 検討を開始する事項として、現時点では別紙の項目を事務方に指示した

(以下略)

(別紙) 検討項目

店頭デリバティブ取引に関する規制
・清算機関の位置付け等

ヘッジ・ファンドに関する規制

証券決済・清算態勢の強化
・国債レポ等の清算機関の態勢強化等

証券会社の連結規制等

投資家保護・取引の公正の確保
・デリバティブ取引等に係る公正の確保等

II – 3 仕組債に対する規制導入の経緯③ 「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」

「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）についてのポイント」
(平成21年12月17日 金融庁)

2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

背景

不招請勧誘の禁止は、現状、金融商品取引法施行令において、店頭金融先物取引（店頭FX取引等）のみが対象となっている。近年、店頭FX取引と類似する証券CFD取引が広がりを見せ、また、直近の商品取引所法改正により、一定の取引所デリバティブ取引も不招請勧誘の禁止の対象とされる方向にある。

考え方及び対応骨子（案）

- 取引所取引を含むデリバティブ取引全般を不招請勧誘の禁止の対象とし、適合性原則遵守上の問題の発生に対し、予防的な対応をすべきではないかとの考え方がある。他方、金融機関を中心に、金融機関が顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることにより、我が国の金融サービスの発展を阻害する、という意見もある。
- こうした二つの考え方を踏まえ、取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者と引き続き意見交換を行い、来年前半を目途に結論を得るよう検討を進める。

II – 3 仕組債に対する規制導入の経緯④ 「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」に対する日証協意見

日証協は「デリバティブ取引とそれに類する商品とを一括りに不招請勧誘禁止とすべきではない」、「自主規制による対応も含めて検討を」と意見

「『金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）』に対する意見提出について」
(平成21年12月28日付 日証協（企）21第41号) 「別紙」P.11

提出者名	日本証券業協会
題目	V. 投資家保護・取引の公正の確保
【意見の内容】	
i)項目	2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方
ii)意見の詳細	<p>① <u>全てのデリバティブ取引を一律に不招請勧誘の禁止規制の対象とすることには反対である。</u></p> <p>② <u>デリバティブ取引における必要な勧誘規制については、投資家へのアドバイス、投資教育、投資機会の確保及びデリバティブ取引の健全な発展を促進するという観点から、法令による規制の是非を検討する前に、柔軟かつ機動的な自主規制による対応をも含めて検討することが適当である。</u></p>

II-3 仕組債に対する規制導入の経緯⑤

金融庁「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」（抜粋）

「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」（平成22年9月13日 金融庁）

1. 見直しの方針

(1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

不招請勧誘規制の対象範囲については、
①レバレッジが高いこと等、投資金額を上回る思いが
けない損失を被ることがないか、といった商品性、
②執拗な勧誘や利用者の被害の発生といった取引の実態、
③強引な勧誘等に対し投資者の投資判断力が不十分である
こと等により、損失を被ることがないか、
を総合的に勘案していく必要がある。

(2) 自主規制による販売勧誘ルールの強化

不招請勧誘規制の対象としない場合であっても、投資者
にとってリスク等が分かりにくい複雑な商品や、説明
不足等に起因する苦情やトラブルが多数見られるような商品
を販売勧誘する場合には、法令上の説明義務等に加え、
自主規制ルールによって投資者保護の充実を図っていく
必要がある。

2. 見直しの内容

(1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引（注）に
ついては、業者が自由に商品内容を設計でき、価格の透明
性も低く、投資者被害が発生しやすいため、継続的に取引
を行っている場合等を除き、法令によりその全般について
不招請勧誘を禁止する。

（注）現状では、店頭金融先物取引（店頭FX取引等）についてのみ不招請勧誘が禁止。

(2) 自主規制による販売勧誘ルールの強化

〔①適合性の原則等の具体化（勧誘開始基準・合理的根拠適合性）〕
個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する
複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する
自主規制ルールの策定を求める。

（注）商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基
準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を
事前検証（合理的根拠適合性）など。

〔②顧客に対する説明の充実〕

Ⅰ. 優越的地位の濫用等に関するトラブルが多い法人向けの店頭デリ
バティブ取引や、十分な説明が必要となる店頭デリバティブ取引に類
する複雑な仕組債・投資信託については、より一層の説明の徹底を図
るために自主規制ルールの策定を求める。

（注）（a）最悪シナリオを想定した損失の説明を適切に行う、（b）法人を
相手方とする場合に、優越的地位の濫用がないことの説明を適切に
行う、（c）顧客からリスク等について説明を受けた旨の確認（チェック
シートの利用）を行う、など。

Ⅱ. また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託に
ついて、広告等の表示に関する自主規制ルールの策定を求める。

（注）「元本確保型」といった顧客に誤解を与えるおそれのある名
称の使用の制限など。

〔③勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布〕

デリバティブ取引全般や、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕
組債・投資信託については、自主規制ルールにより、

（a）不招請勧誘規制の適用関係（b）リスクに関する注意喚起
（c）トラブルが生じた場合の金融ADR機関や証券・金融商品あっせ
ん相談センター（FINMAC）等の連絡先

等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書を配布し、説明を
行うことにより、顧客への注意喚起を行うとともに、金融商品取引業
者等による法令違反を予防する。

II – 3 仕組債に対する規制導入の経緯⑥

日証協「自主規制におけるデリバティブ取引等規制の対応について」

「自主規制におけるデリバティブ取引等規制の対応について」 (平成22年9月15日 日本証券業協会)

金融庁から公表された「デリバティブ取引等に係る不招請勧誘規制等のあり方」を踏まえ、本協会において、デリバティブ取引等に関し、以下の事項について、速やかに自主規制での対応を検討することとしたい。

記

1. 勧誘における適合性原則の徹底

協会員各社において、対象となる商品のリスク特性及び投資家の属性等に照らして適切な勧誘を行うこと（勧誘開始基準を設けること）並びに投資家への販売の適否について事前検証を行うこと（合理的根拠適合性の検証を行うこと）等による更なる適合性原則の徹底

2. 説明責任の徹底等

最悪シナリオを想定した損失の説明や優越的地位の濫用がないこと等の説明及びこれらの説明を受けた旨等、投資家から確認書を受け入れることなど、説明責任の徹底等

3. 投資家への注意喚起文書の交付

不招請勧誘規制の対象の別、損失発生の可能性に関する事項及びトラブルが生じた場合におけるADR機関等による苦情処理等を記載した投資家に対する注意喚起文書の交付

4. 広告等における商品名称等の記載の制限

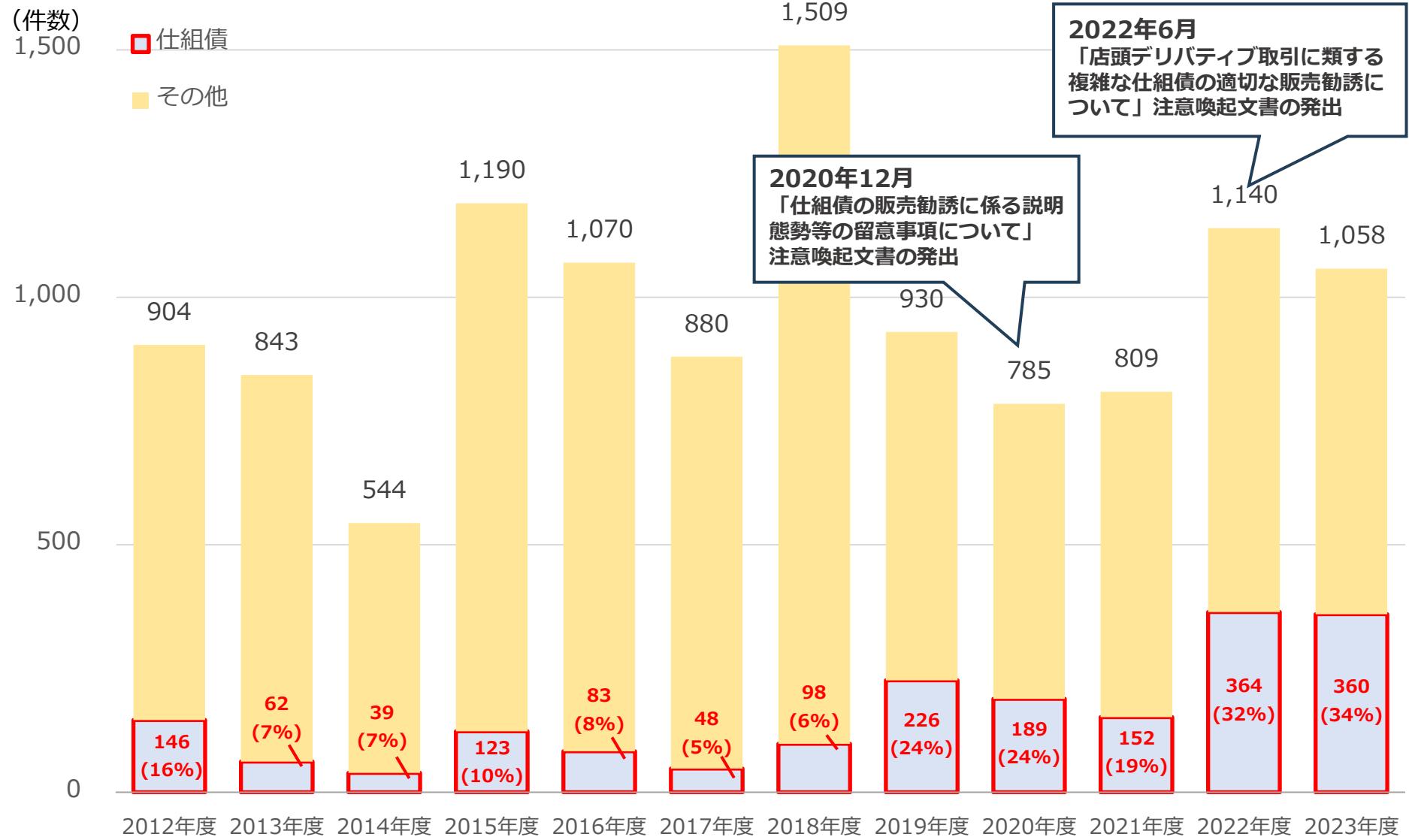
商品性について、投資家に誤解を与えるおそれのある商品名称等の記載の制限

以 上

II – 4 日証協における仕組債に対する規制の導入

金融庁「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」	日証協における規則・ガイドラインにおける対応
<p>1. 適合性の原則等の具体化（勧誘開始基準・合理的根拠適合性）</p> <p>個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。</p> <p>（注）商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など。</p>	<p>規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合理的根拠適合性の新設【第3条第3項】 <ul style="list-style-type: none"> ・協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。 ②勧誘開始基準の新設【第5条の2】 <ul style="list-style-type: none"> ・協会員は、個人顧客に対し、仕組債等の販売の勧誘（不招請勧誘）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘（不招請勧誘）を行ってはならない。 <p>GL</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第3項の考え方」（合理的根拠適合性に係るガイドライン）の作成 ②「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の2の考え方」（勧誘開始基準に係るガイドライン）の作成
<p>2. 顧客に対する説明の充実</p> <p>優越的地位の濫用等に関するトラブルが多い法人向けの店頭デリバティブ取引や、十分な説明が必要となる店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託については、より一層の説明の徹底を図るために自主規制ルールの策定を求める。</p> <p>（注）(a)最悪シナリオを想定した損失の説明を適切に行う、(b)法人を相手方とする場合に、優越的地位の濫用がないことの説明を適切に行う、(c)顧客からリスク等について説明を受けた旨の確認（チェックシートの利用）を行う、など。</p>	<p>規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確認書の徴求の新設【第8条第2項、第3項】 <ul style="list-style-type: none"> ・協会員は、顧客と仕組債等の取引契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係るリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求するものとする。 <p>GL</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「確認書」の雛型の作成 ②「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」（「重要な事項」の説明に係るガイドライン）の改訂
<p>3. 勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布</p> <p>デリバティブ取引全般や、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託については、自主規制ルールにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)不招請勧誘規制の適用関係 (b)リスクに関する注意喚起 (c)トラブルが生じた場合の金融ADR機関や証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書を配布し、説明を行うことにより、顧客への注意喚起を行うとともに、金融商品取引業者等による法令違反を予防する。 	<p>規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○注意喚起文書の交付・説明の新設【第6条の2】 <ul style="list-style-type: none"> ・協会員は、顧客と仕組債等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。 ・協会員は、顧客と仕組債等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による説明を行わなければならない。 <p>GL</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2の考え方」（注意喚起文書の交付等に係るガイドライン）の作成 ②「注意喚起文書」の雛形の作成

II – 5 仕組債に対する規制改正の経緯① 仕組債に関する苦情件数



FINMACに寄せられたいわゆる仕組債の取引に関する苦情・相談件数の増加を受け、2020年12月、2022年6月に注意喚起文書を発出

II-5 仕組債に対する規制改正の経緯② 仕組債に対する苦情相談事例

FINMACに寄せられた苦情・相談 (日証協にて一部編集して作成)

低リスク商品を希望していた顧客からの申し出

- 証券会社の営業員が飛び込みで来て、口座を開設してEB債を購入した。**貯金よりも少しでも良いものならばとの口調で低リスク商品を希望したのにEB債を勧められ**、株式で償還になり株価下落で思いがけない損が出た。
- 株の取引で損をしたことがあるので、「元本割れのない商品を」「買うなら安全なもの」と伝えていた。**安全な商品だと説明され購入したが**、償還の際は元本が毀損して大幅に損失が発生することが判明した。
- 老後の全財産で安全な商品しか買いたくないと伝えていたが**、現在保有している商品よりも安全な商品と勧められて仕組債を購入したところ、ほぼゼロになってしまった。

十分な説明がない、高利率や安全性が強調されたとの申し出

- 5年前、ブラジルレアルに関する仕組債を勧誘され、**高利率であるとか、元本割れはしない等**とよいことばかりしつこく言われ買付けしてしまった。
- 大きなリスクがあるとの説明を受けず**、日経平均とブラジルレアル為替を参考指標とする仕組債を購入した結果、大きな損失を被った。多少のリスクがあるとは思っていたが、**発行体の格付けがAなので安心だ**という説明を受け、勧められたのでいい商品だと思って購入に至った。

銀行からの紹介により購入した顧客からの申し出

- 5年前、銀行から証券会社を紹介され、普通預金から5年満期の仕組債を勧誘され、申し込んだ。何も分からなかつたが担当者からからは元本は保証されると言われ、**銀行員も同席していたので信用した**。先月約半分で償還された。
- 定期預金程度の経験しかなく、**銀行を信用して銀行にお金を預けてきたのに、その銀行が当方の資産を知つたうえで証券会社の人を連れてきて**、仕組債のようなリスク商品を次々に買わせたことに憤りを感じる。

II-5 仕組債に対する規制改正の経緯③ 仕組債に対するメディアの取り上げ

メディアにおける「仕組債」関連記事見出し例



「仕組債」大損で 震える投資家

2022年3月『選択』

マネーのまなび

BSテレ東

木曜 夜10時

マネーのまなび【高リスク金融商品にご用心！トラブル続出「仕組み債」】

2022年6月23日 BSテレ東

「仕組み債」めぐる当局と金融機関のいたちごっこ 乱売と規制のループはいつまで続くのか

2022年10月11日 東洋経済オンライン

二〇二二年一月二十三日 日本経済新聞
朝刊

問題多い個人向け仕組み債

II-5 仕組債に対する規制改正の経緯④ 金融庁公表資料における仕組債への言及

「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果（2022/6/30）

仕組債の販売は、『高金利を求める一定の顧客層』のニーズに対応したものと言われているが、こうしたニーズ対応とは矛盾する苦情も多く聞かれている。背景には、

- ・ 株価指数や内外個別株価、外国為替に連動する商品は、十分な金融知識がないと、そのリスクやコスト見合いのリターンの理解が困難である中、リスクに見合ったリターンが確保されていないという商品性の問題
- ・ 想定顧客層を具体的に明確にせず、比較的広い範囲の顧客に対して、コスト等の開示や比較説明が必ずしも十分ではない形で提案・販売されているという販売体制の問題

があると考えられ、顧客本位の業務運営の観点に適さない商品が販売されている可能性は否めない。

「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」（2022/8/2）

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の『金融行政方針』等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う。

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
例えは、仕組債のように複雑なリスク構造をもつ商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について検証を行う。

II-5 仕組債に対する規制改正の経緯⑤ 仕組債をめぐる状況・課題

状況

1.販売状況の変化

- ・ 地域金融機関での販売が増加するなど仕組債を取り扱う協会員のすそ野の広がり
- ・ 公募・売出し形態の販売の増加、仲介業者を通じた販売・ネット取引による販売など販売形態の多様化
- ・ 外国株や複数銘柄を参照するなど、より複雑な商品性を有するものの増加

2.FINMACに寄せられる苦情相談の状況

- ・ 顧客の投資経験・投資目的に照らして販売が適切ではなかったとする顧客からの申し出
- ・ 早期償還により繰り返し仕組債を購入することになった顧客からの申し出
- ・ 複雑さ等から仕組債のリスクを過小評価していたと考えられる顧客からの申し出

3.金融庁の動向

- ・ 多くの公表物において問題提起等
 - 証券モニタリング基本方針公表（2022/8/2）
 - 金融行政方針公表（2022/8/31）
 - 顧客本位タスクフォース中間報告（2022/12/9）

4.マスコミの報道

- ・ 販売対象となる顧客の適切性に着目した指摘
- ・ 早期償還という商品性に着目した指摘
- ・ 顧客の認識や理解に関する指摘

課題

①トップマネジメントの適切な関与

②適切な顧客選別の必要性

③商品性・リスクに対する顧客の理解度向上

④販売形態等の多様化への対応

⑤社内教育等の拡充

2023年4月、仕組債に関する規則・ガイドライン等の改正（2023年7月施行）

II-6 仕組債に対する規制の内容① 仕組債に対する規制の一覧

勧誘開始基準 <small>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第5条の2</small>	各社において販売ごとに定める勧誘開始基準に適合する顧客に限り、仕組債の勧誘を行うことができる。 GL 勧誘開始基準ガイドライン
合理的根拠適合性 <small>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第3条第3項</small>	当該協会員にとって新たな有価証券の販売を行うに当たっては、合理的根拠適合性（対象顧客の有無、対象顧客の範囲、販売方法）について確認しなければならない。仕組債については、より詳細な検証が求められている。 GL 合理的根拠適合性ガイドライン
広告等の適正な表示 <small>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 第8条</small>	協会員が行う広告等の表示に関し必要な事項を「広告等に関する指針」で定める。仕組債における広告等の留意事項を示している。 GL 広告等に関する指針
注意喚起文書の交付 <small>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第6条の2</small>	仕組債を販売しようとするときは、リスクに関する注意喚起等を明瞭かつ正確に表示した「注意喚起文書」を交付するとともに、その内容について顧客に説明しなければならない。 GL 注意喚起文書ガイドライン
重要事項の説明 <small>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第3条第4項</small>	仕組債を販売しようとするときは、リスク、最悪シナリオを想定した想定損失額等の重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。 GL 重要事項説明ガイドライン
確認書の徴求 <small>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第8条</small>	仕組債を販売しようとするときは、顧客が上記「重要事項」等を理解し、当該顧客の判断と責任において買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求する。 GL 店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）

II-6 仕組債に対する規制の内容② 勧誘開始基準ガイドラインの概要

【勧誘開始基準とは】

- ✓ 勧誘開始基準は、当該取引の勧誘を要請していない顧客の中で、訪問、電話、店頭において勧誘を行つてよい範囲を予め定めておくもの
⇒勧誘開始基準を満たさない顧客に対しては、結果として契約締結に至るかどうかに関わらず、勧誘を行うことはできない

1. 勧誘開始基準の設定

- ・ 一つ一つの商品ごとでなく、同様のリスク特性を有すると考えられる取引等を同じリスクグレード群として、そのグレード群ごとに基準を設けることも可
- ・ 複雑な仕組債等については、スキームの差異によりリスクの内容等も変わるため、当該差異より生じるリスクの差異を勘案して複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられる
- ・ 具体性を欠く基準やどのような顧客でも満たすこととなる基準では「勧誘開始基準」設定の趣旨に反するので、実効性のある基準とするよう留意する必要

2. 勧誘開始基準の要件

(1) 顧客の年齢・取引経験

- ・ 年齢基準を設定する際は、一定の年齢基準だけをもって判断するのではなく、取引経験や財産の状況等も考慮した基準を設けることや、一定の年齢以上の顧客については顧客本人やご家族と面談して理解力等を確認することを条件とすることをもって「勧誘開始基準」とする方法も考えられる
- ・ 取引経験については、過去に同様な取引を行っていることやデリバティブ取引の経験があるといった基準を設けることが考えられる
- ・ ただし、過去に同様の取引の経験が無ければ勧誘禁止としなければならないということではなく、他の取引経験も含め、顧客との面談などにより理解力等の確認を行うことを条件とすることも考えられる
- ・ 複雑な仕組債等については、少なくとも、一定の投資経験がない顧客は、たとえ他の基準を満たしていたとしても、勧誘対象に含まれることのないように基準を設定

II – 6 仕組債に対する規制の内容③ 勧誘開始基準ガイドラインの概要

2. 勧誘開始基準の要件（つづき）

（2）顧客の財産の状況

- 最低投資金額が高額となる商品や換金性が低い商品に係る取引については、金融資産額等について一定以上の資力がある顧客を対象とすることが考えられる

（3）顧客の投資目的・投資方針

- 多くの場合「投資元本の安全性確保」を投資目的や投資方針としている顧客や「今後の生活資金による投資」である場合などには不適合
- 複雑な仕組債等については、例えば退職金等により財産の状況の基準を満たしていたとしても、安定運用を目的としているなど大きな損失が発生した際には想定していた生活の維持又はライフプランの実現が困難となるような顧客が勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する必要
- 投機目的の顧客であっても投資目的のみを基準として勧誘開始基準を設定することは適切ではなく、顧客の理解力やリスクの許容度等も考慮した基準を作成
- 複雑な仕組債等については、「投資者の年齢・取引経験」、「投資者の財産の状況」及びその他事項を総合的に勘案し、勧誘開始基準を設定するよう留意

3. 勧誘開始基準の確認体制

- 数値のみでは測れない項目については、営業担当者の主觀のみで判断するのではなく、管理職者等が営業担当者に対し、顧客の近況についてヒヤリングを行う、場合によっては管理職者等が直接顧客と面談を行う等により、「勧誘開始基準」を満たしているかの確認や承認を行うことが考えられる

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II-6 仕組債に対する規制の内容④ 勧誘開始基準ガイドラインの概要

4. 顧客への販売に当たっての留意点

- ・ 勧誘開始基準を満たしていても、当該顧客に当該商品の販売を行うことが適当であるか慎重な検討が必要なケースがある
- ・ 「販売対象顧客」は、勧誘開始基準に比べ、より具体的・より限定的な基準により設定するため、複雑な仕組債等については、勧誘開始基準に適合していることをもって、直ちに複雑な仕組債等の勧誘を行うことが適当であると判断するのではなく、「販売対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客は勧誘対象として適切な顧客とは言えないことに留意する
- ・ 販売に当たっては、重要事項説明ガイドラインにおいて「重要な事項」として示されている当該仕組債等の購入が顧客に適していると考えられる理由があるかを慎重に検討し、当該顧客への説明と確認を行ったうえで販売
- ・ 当該顧客の投資判断の基礎となる、当該複雑な仕組債等の参考指標の動向についての当該顧客の見通しを確認※参考指標の動向の見通しが分からぬ顧客又は見通しを持ち合わせていない顧客は、販売対象として適切な顧客とは言えないことに留意
- ・ 勧誘開始基準を満たした顧客について、一定の投資ニーズ（例：「キャピタルゲインではなくクーポンを求めるニーズ」、「高い利回りを求めるニーズ」、「債券に投資したいというニーズ」）があることだけをもって複雑な仕組債等の販売を行うことのないよう留意

5. 金融商品仲介業者等を利用している場合の留意点

- ・ 金融商品仲介（銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる協会員は、自社の「勧誘開始基準」を仲介の委託先に共有し、自社で勧誘可能な顧客以外への勧誘が広がらないよう、十分に留意する必要

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑤ 勧誘開始基準ガイドラインの概要

6. その他

- ・ 誘開始基準の説明や、基準の設定・運用のあり方について各協会員に共通すると考えられる「考え方」を示しているが、協会員においては、勧誘開始基準の導入の背景・趣旨を鑑み、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準のもと、適切な勧誘が行われるよう努めることが必要
- ・ 顧客本位の業務運営の徹底においては、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託については、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各協会員において主体的に創意工夫を發揮していくことが必要

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑥ 合理的根拠適合性ガイドラインの概要

【合理的根拠適合性とは】

- ✓ 販売しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方
⇒新たな有価証券等を顧客に販売する場合にあっては、当該有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであること、販売対象となる顧客の範囲及び販売方法等を事前に検証し、合理的な根拠に基づき当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない

1. 合理的根拠適合性の検証を行う者

(1) 経営陣の関与

- ・ 複雑な仕組債等を始めとする複雑でリスクが高い商品については、経営陣（代表取締役又は代表執行役）が適切に関与することが必要
- ・ 例えば、複雑でリスクが高い商品の自社の収益に占める割合が一定以上の場合や経営戦略（方針）の変更により複雑でリスクが高い商品の取扱いを開始・拡大する場合には、経営陣が検証結果を確認する等、検証プロセスに直接関与

(2) 合理的根拠適合性の検証を行う部署

- ・ 商品部門やトレーディング部門がリスク等を確認
- ・ 適合する顧客の確認は、セールスマネージメント部門及びリーガル部門やコンプライアンス部門が加わって行うことが望ましい
- ・ ただし、複雑な仕組債等の「販売対象顧客」の確認に関しては、少なくともコンプライアンス部門が関与する必要

(3) 商品供給元業者等との連携

- ・ 当該有価証券等のリスク等や想定顧客属性について、当該有価証券等の商品供給元業者等に確認することが必要

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑦ 合理的根拠適合性ガイドラインの概要

2. 合理的根拠適合性の検証のプロセス

(1) 検証が必要な「新たな有価証券等」の判断

- 複雑な仕組債等の場合には、新たに販売しようとする複雑な仕組債等が既に検証済みの複雑な仕組債等とはスキーム（仕組債等のタイプ、参照する金融指標の別など）が異なるときや、スキームが同様であっても、参照指標に係る市況やノックインレベル等の各種条件が異なることによりリスク特性に重大な変化が生じるときには、「新たな有価証券等」として検証
- 検証済みの有価証券等のリスク等に重大な変化があったと考えられる場合には、必要に応じて、当該有価証券等を再検証

(2) 有価証券等の特性やリスクの検証

① リスクの種類と大きさの検証

- 顧客の被るリスクとして、どのようなものがあり、そのリスクがどのような際に生じるのか、また、その大きさは顧客にとって合理的なものであるか等を検証
- 特に複雑な仕組を有するものについては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等について各種のシミュレーションや比較・分析を行う等して慎重に検証する
- 複雑な仕組債等については、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にし、自社がこれまで取り扱った仕組債のリスクとリターンを分析した上で、新たに販売しようとする仕組債のリスクとリターンの妥当性を検証するなど、定量的かつ一貫した方法で検証

② 費用とパフォーマンスの検証

- 顧客が支払うこととなる費用について、商品特性や取引慣行等に照らして検証
- 複雑な仕組債等については、組成会社（自社において組成する場合には自社の組成部門等をいう。）から理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど定量的かつ合理的な方法で検証
- 顧客が得られるパフォーマンスについて、商品特性等に比して合理的なものであるかを検証

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II-6 仕組債に対する規制の内容⑧ 合理的根拠適合性ガイドラインの概要

2. 合理的根拠適合性の検証のプロセス(つづき)

(3) 一定の顧客にとって合理性を有することの検証

① 販売対象顧客の検証

- 上記(2)の検証結果を踏まえ、販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証
- 複雑な仕組債等については、組成会社における想定顧客属性を商品供給元業者等に確認したうえで、自社の顧客に照らし、当該複雑な仕組債等に適合する顧客が想定されるかを十分に検証する必要
- 複雑な仕組債等に関しては、少なくとも、例えば、想定顧客属性と整合的か、最大想定損失額を踏まえた損失を許容できるか、店頭デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できるか、参照指標の動向について見通しをもつことができるか等の観点から、顧客属性や金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、少なくとも以下のようないくつかの基準により自社における販売対象となる顧客の有無及び範囲を検証

- ✓ 想定顧客属性と整合的な顧客
- ✓ リスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客
- ✓ 保有金融資産の額が一定金額以上の顧客
- ✓ 保有金融資産のうち、複雑な仕組債等の高リスク商品の割合が●割未満の顧客
- ✓ デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できる投資経験や知見・知識を有する顧客
- ✓ 参照指標の動向について見通しをもつことができる投資経験や知見・知識を有する顧客

② 勧誘・販売に係る制限の検討

- 販売する有価証券等について、法令・規則とは別に制限を付す必要があると判断した場合、当該制限の内容について検討

(4) 販売方法の確認

- 上記(2)、(3)の検証結果、及び、販売は公募とするのか、私募又は私売出しとするのか等を踏まえ、販売チャネル（インターネット販売を行うかを含む。）や必要となる販売用資料（目論見書、契約締結前交付書面、広告等）の適切性について確認
- 「販売対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客に対しては勧誘を行わない

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑨ 合理的根拠適合性ガイドラインの概要

3. 社内教育等

(1) 検証結果等の社内周知

- 当該有価証券等の商品性やリスク特性を含む検証の結果、「販売対象顧客」や妥当と考える販売方法について、社内に明確に伝達

(2) 営業員への研修

- 必要に応じ、社内等への周知に留まらず、営業員（仲介の委託先の社員等を含む。）への研修等を実施
- 特に複雑な仕組債等については、商品自体のリスクや商品性だけでなく、当該複雑な仕組債等の勧誘を受ける顧客による行動特性（リスクを過小評価／リターンを過大評価する傾向等）や自社に寄せられた仕組債に関する苦情の状況等を踏まえた研修プログラムも有効

4. 事後の確認・見直し

- 複雑な仕組債等を始めとする複雑でリスクの高い商品を取り扱う協会員においては、経営陣は、販売対象顧客と購入顧客との乖離、当該商品に係る取引や苦情の状況等について定期的に把握し、必要に応じて合理的根拠適合性の検証結果を確認、検証態勢の見直しを行う必要
- 特に、当該販売対象顧客と購入顧客との乖離が数多くみられる場合には、当該乖離を解消するよう、合理的根拠適合性に係る見直しのみならず、販売勧誘態勢に係る見直しについても販売方法（対面・ネット等）に応じて検討

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑩ 合理的根拠適合性ガイドラインの概要

5. 販売形態等に応じた対応

(1) 金融商品仲介業者等との連携

- 金融商品仲介（銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる協会員は、販売対象顧客を始め合理的根拠適合性の検証結果について、仲介の委託先に共有し、自社の想定する販売対象顧客以外への販売が広がらないよう、十分に留意
- 必要に応じて、仲介の委託先の社員等に研修等を実施
- 仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と、金融商品仲介を通じて購入した顧客に乖離が生じていないかを定期的に把握
- 仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客との乖離が数多くみられる場合には、委託先との間で販売勧誘態勢に係る見直しについて検討を行う

(2) 顧客紹介元業者等との連携

- 関係会社等から顧客紹介を受けて金融商品の提供を行うビジネスモデルを採用する協会員においては、当該関係会社等の役職員が個別商品の示唆や説明など顧客紹介行為の範囲を超えて顧客紹介がなされることないよう当該関係会社等と連携する必要
- 紹介先協会員において複雑な仕組債等が顧客に案内されることが想定される場合には、自社における当該商品の販売対象顧客の考え方について顧客紹介元となる当該関係会社等に共有するなど、販売対象顧客に合った顧客紹介が行われるよう配慮

(3) インターネットによる販売

- インターネットによる販売においても、特に複雑な仕組債等については、検証した販売対象顧客の範囲に沿った販売がされるよう、画面上での顧客の意思表示の仕組みや表示等を工夫（※）する必要
※例えば、顧客から確認書を徴求する際に、インターネット取引の画面を通じて当該複雑な仕組債等の販売対象顧客の範囲をわかりやすく示したうえで、顧客自身が当該範囲に合致しているか否かについて意思表示を行う仕組み等

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑪ 合理的根拠適合性ガイドラインの概要

6. その他

- 合理的根拠適合性の検証や社内教育等のあり方について各協会員に共通すると考えられる「考え方」を示しているが、協会員においては、合理的根拠適合性の導入の背景・趣旨を鑑み、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、適切に“当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客”を検証するよう努めることが必要
- 顧客本位の業務運営の徹底においては、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託については、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各協会員において主体的に創意工夫を發揮していくことが必要

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II-6 仕組債に対する規制の内容⑫ 広告等に関する指針の概要

【広告等に関する指針とは】

- 協会員の広告等に関する法定記載事項や留意事項を示すもの。債券全般の広告等に係る表示事項及び留意事項に加え、仕組債など個別銘柄の広告等に係る留意事項についても記載
⇒協会員が広告等を行うときは、広告審査担当者の事前審査を受けなければならない

広告等に関する指針（10）仕組債

①投資勧誘規則第2条第7号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債（以下「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」という。）に該当する場合、原則として名称（銘柄名）の前方に「複雑な仕組債」と表示したうえで、名称（銘柄名）の近くの顧客の目につきやすい箇所にわかりやすくリスク特性について表示を行う。
※「複雑な仕組債」の表示にあたっては、文字のサイズ、色やフォントを変えるなど、顧客の目につきやすい工夫を施すことが考えられる。

※リスク特性の表示にあたっては、「デリバティブ取引を内包していること」及び「元本を大きく毀損する可能性があること」について表示を行う。例えば「本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります」と表示することが考えられる。

②店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に該当する場合、当該仕組債への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質について、資料の最上部（ヘッダー部）に枠囲いで記載するなど、目に付きやすい場所に目立つように表示する。

※投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい文言となるよう留意する。例えば、資料のヘッダー部に枠囲いで、投資初心者向けの商品ではありません及び長期の安定的な資産形成に適した商品ではありませんと表示することが考えられる。

（表示イメージ）

- 投資初心者向けの商品ではありません。
- 長期の安定的な資産運用向けの商品ではありません。

複雑な仕組債*

2027年〇月満期 早期償還条項付 ノックイン型
日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債

※ 本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります。

※ 下線部分は2023年
7月の改正箇所

II-6 仕組債に対する規制の内容⑬ 広告等に関する指針の概要

広告等に関する指針（10）仕組債（つづき）

③商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。

※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。

※特にノックイン条項が付されている場合は、ノックインが生じた場合と生じなかつた場合の償還損益及び償還方法の違いについて明確に表示する。参照指標が複数の場合は、それぞれの指標に対するノックイン条件を明確に表示する。

※早期償還条項が設定されている場合は、その旨及び早期償還となる条件（ノックアウト条件、発行体によるコール条項等）を明確に記載するとともに、早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなることを表示する。

※ノックイン条項や早期償還条項が付されている場合には、広告のスペースに応じて、例えば以下のような対応を行うことも考えられる。

- 専門用語に必要に応じて解説をつける等、顧客に対してわかりやすく表示する
- ノックイン条項や早期償還条項の内容について図表を用いて説明する
- 早期償還後には、同等の条件での投資ができるとは限らない旨を表示する

④初回利率を過度に強調した表示を行わない。

※ステップダウン債や初回のみ固定利率、2回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に初回利金が得られ続ける商品であるといった誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。

※デジタルクーポン型である場合は、高金利の数値（利率等）を強調した表示は行わない。例えば、高金利と低金利の数値（利率等）は同レベル（フォントサイズ、色、文字装飾等）で表示する。

⑤店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の名称（銘柄名）に「元本確保型」の表示は行わない。

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II – 6 仕組債に対する規制の内容⑯ 広告等に関する指針の概要

広告等に関する指針（10）仕組債（つづき）

⑥仕組債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。

※店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、償還が建て通貨ベースで 100%であることをもつて、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わない。また、一定の条件下で元本確保となる場合は、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなつた場合のリスクについて明確に表示する。

※発行体の高格付や政府保証を過度に強調する表示を行わない。

※名称（銘柄名）に政府や政府機関による保証が含まれている場合は、仕組債の元本の満額償還や満期までの高金利の支払いについて当該政府や政府機関が保証するものではないことを名称（銘柄名）の近くにわかりやすく表示する。

⑦店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、同規則第 8 条第 3 項各号に掲げる事項の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。

※平成22年5月14日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。

⑧中途換金ができない場合や、流動性が著しく乏しい場合は、その旨及び解約料等の内容を明確に表示する。

※中途換金に際して、別途解約料等が必要な場合は、その旨を併せて表示すること。

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II-6 仕組債に対する規制の内容⑯ 注意喚起文書の交付

【注意喚起文書の交付】

- ✓ 仕組債を販売しようとするときは、リスクに関する注意喚起等を明瞭かつ正確に表示した「注意喚起文書」を交付するとともに、その内容について顧客に説明

注意喚起文書

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債用

複雑な仕組債の取引に係るご注意

- 本「複雑な仕組債」は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しております、大きな損失が発生する可能性を有しています。

そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本複雑な仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。なお、ご説明において不明な点やご理解いただけない内容がある場合には、再度説明を求めることが勧誘中止を求めることもご検討くださいますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

II-6 仕組債に対する規制の内容⑯ 重要事項説明ガイドラインの概要

【重要事項の説明とは】

- ✓ 有価証券の売買等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るために努めなければならないとするもの
複雑な仕組債等の一定の商品については、説明すべき重要事項をガイドラインで示している
⇒営業員の一方的な説明でなく、顧客が理解できるような説明が求められている

1. 複雑な仕組債の重要事項

契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば次の事項を説明

- ① 販売する商品が「複雑な仕組債」であること
- ② 当該仕組債への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質
※投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい内容となるよう留意。例えば、「投資初心者向けの商品ではありません」と「長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません」と説明することが考えられる
- ③ 以下の点に照らして、当該仕組債の購入が顧客に適していると考えられる旨とその理由
 - ✓ 合理的根拠適合性ガイドラインに基づき検証した当該仕組債の販売対象顧客の属性
 - ✓ リスクとリターンや流動性などの商品性
 - ✓ 顧客の資金の性質
 - ✓ 顧客が保有する金融資産に占める割合（例えば、顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める当該仕組債の割合、及び顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める複雑な仕組債等の高リスク商品の割合）
- ※③は、顧客ごとに個別性が高い内容であるため、必ずしも当該事項を記載した書面を交付する方法により説明する必要はない。インターネット取引において個別の顧客への勧誘を伴わない場合には、当該仕組債の購入が自らに適していることを顧客自身が確認することも考えられる。
- ④ ノックイン条項が付されている場合、ノックイン条件（参照指標が複数の場合、それぞれの指標に対するノックイン条件）及びノックインが生じた場合と生じなかつた場合の償還損益及び償還方法の違い

II-6 仕組債に対する規制の内容⑯ 重要事項説明ガイドラインの概要

1. 複雑な仕組債の重要事項(つづき)

- 契約締結前契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば次の事項(つづき)
 - ⑤ 早期償還条項が設定されている場合、その旨、早期償還となる条件(ノックアウト条件、発行体によるコール条項等)及び早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなり、同等の条件での投資ができるとは限らない旨
 - ⑥ 当該仕組債の対象となる金融指標等の水準等(必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。)に関する最悪シナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。)を想定した想定損失額(試算額)
 - ⑦ ⑥で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること(どのような場合になるのかの説明を含む。)
 - ⑧ 中途売却する場合における売却額(試算額)の内容(金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額(試算額)及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。)
 - ⑨ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨(顧客(個人を除く。)と融資取引を行っている場合に限る。)

※ 下線部分は2023年7月の改正箇所

II-6 仕組債に対する規制の内容⑯ 重要事項説明ガイドラインの概要

2. 複雑な仕組債の説明上の留意点

- 複雑な仕組債を販売する場合には、単に顧客に対して重要事項を説明するのではなく、説明の際に顧客が正しくリスク等の説明内容を理解しているか確認し、顧客の理解に不安が残る場合には勧誘を継続すべきか慎重に検討
- 重要事項の理解を妨げるものとして、当該仕組債が高金利、高格付、政府保証付、確定利付であることを過度に強調すること、ノックイン水準が低いこと等を理由にノックインが発生する可能性が低いことを過度に強調し、安心感を与えるような説明を行うこと又は早期償還後に再度勧誘する場合に説明を簡略化することのないよう留意

3. 「最悪シナリオを想定した想定損失額（償還時）」の説明

- 「最悪シナリオを想定した想定損失額（償還時）」については、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを顧客に分かりやすく説明を行うことが必要
- 説明の方法は、次の2つの方法が考えられる。
 - ①ヒストリカルデータによる説明
参照する金融指標の過去の値動き（トラックレコード等）に照らした場合にどのくらいの損失が生じる可能性があるか
 - ②損失シミュレーションによる説明
参照する金融指標が下がった（上がった）ときにどの程度損失が生じるか（金融指標の下落（上昇）水準を複数設定し、それぞれどの程度損失が生じるか）
※参考すべき過去のレコードがない場合や商品性からみてヒストリカルデータによる計測がそぐわないもの除き、①ヒストリカルデータによる説明が原則
- ①ヒストリカルデータは、あくまでも過去の経験値に基づく算出であることを踏まえ、前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）についても併せて記載する必要

II-6 仕組債に対する規制の内容⑯ 重要事項説明ガイドラインの概要

4. 「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」の説明

- 「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」についても、「原則として①ヒストリカルデータによる説明を記載する必要
- 中途売却における条件（違約金の有無、どの時点での売却を想定するかなど）を留意事項として明示するなどの工夫が必要
- 複雑な仕組債等について、当該商品に十分な流動性がないなどの理由で、中途売却額（解約清算金）の適切かつ十分な説明が真に困難と考えられる場合には、②損失シミュレーションによる説明で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、算出が困難であることの理由を明記し、理論的な価格水準を上回る損失が生ずることがあることについて説明する方法も考えられる

II-6 仕組債に対する規制の内容⑳ 確認書の徵求

【確認書の徵求】

- ✓ 仕組債を販売しようとするときは、顧客が「重要事項」等を理解し、顧客の判断と責任において買付けを行う旨の確認を得るため、顧客から確認書を徵求

確認書 参考様式（個人用）

会員【仕組債（個人用）】

年 月 日

○○証券 御中

私は、下記1～9を踏まえ、私の判断と責任において契約を締結することをここに確認いたします。

	はい	いいえ
1. 本商品は「複雑な仕組債」であり、元本を大きく棄損する可能性があることを理解しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 本商品は投資初心者向けの商品ではなく、長期の安定的な資産形成に適した商品ではないことを理解しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 購入の原資となる資金は、生活資金など、元本を大きく棄損した場合にお客様の生活に支障をきたすものですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 購入の原資となる資金は、お客様が長期の安定運用を希望する資金ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 本商品をご購入されようとしている額は、お客様の保有金融資産額に占める割合に照らして適切であることについて、理解しましたか。 【インターネット取引において顧客への勧誘を伴わない場合には以下の確認内容とすることも考えられる。】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 本商品をご購入されようとしている額は、お客様の保有金融資産額に占める割合に照らして適切な範囲内に収まっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 本商品に関し、対象となる金融指標やノックイン及び早期償還の条件等を含む本商品の仕組みについて、理解しましたか。（●●の項参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

7. 本商品の特に次に掲げる事項について、理解しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
① ヒストリカルデータに基づく最悪のシナリオを想定した投資額当たりの損失額の割合（%）（●●の項参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② ①で想定したシナリオと異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること（●●の項参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 中途売却する場合、投資額当たりの損失額の割合（%）（●●の項参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること（●●の項参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額及びお客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを確認しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 本商品の販売対象となりうる顧客層、商品性、お客様の資金の性質や金融資産の割合に照らして、本商品がお客様に適していると考えられる理由について、理解しましたか。 【インターネット取引において顧客への勧誘を伴わない場合には以下の確認内容とすることも考えられる。】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 本商品の販売対象となりうる顧客層、商品性、お客様の資金の性質や金融資産の割合に照らして、本商品が御社に適していることを確認しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目の□に✓をご記入ください。

なお、お客様のご回答内容により、本商品について営業員より再度説明させていただく場合や本商品の勧誘を中止させていただく場合がございます。

※7. ①③は説明を受けた数字をご記入ください。

II – 7 規制改正後の仕組債の販売状況①

1.複雑な仕組債の取扱いのある会社数

(単位:社)

2023年7～9月	2023年10～12月	2024年1～3月	2024年4～6月	2024年7～9月
38	41	39	40	37

2.複雑な仕組債の販売銘柄数

(単位:件数)

	2023年7～9月	2023年10～12月	2024年1～3月	2024年4～6月	2024年7～9月
公募	6	8	6	7	4
私募	4,566	3,526	4,309	3,862	2,883

3.複雑な仕組債の販売件数

(単位:件数)

	2023年7～9月	2023年10～12月	2024年1～3月	2024年4～6月	2024年7～9月
公募	2,508	1,729	1,332	2,308	880
私募	5,149	3,944	4,818	4,337	3,284

4.複雑な仕組債の販売額

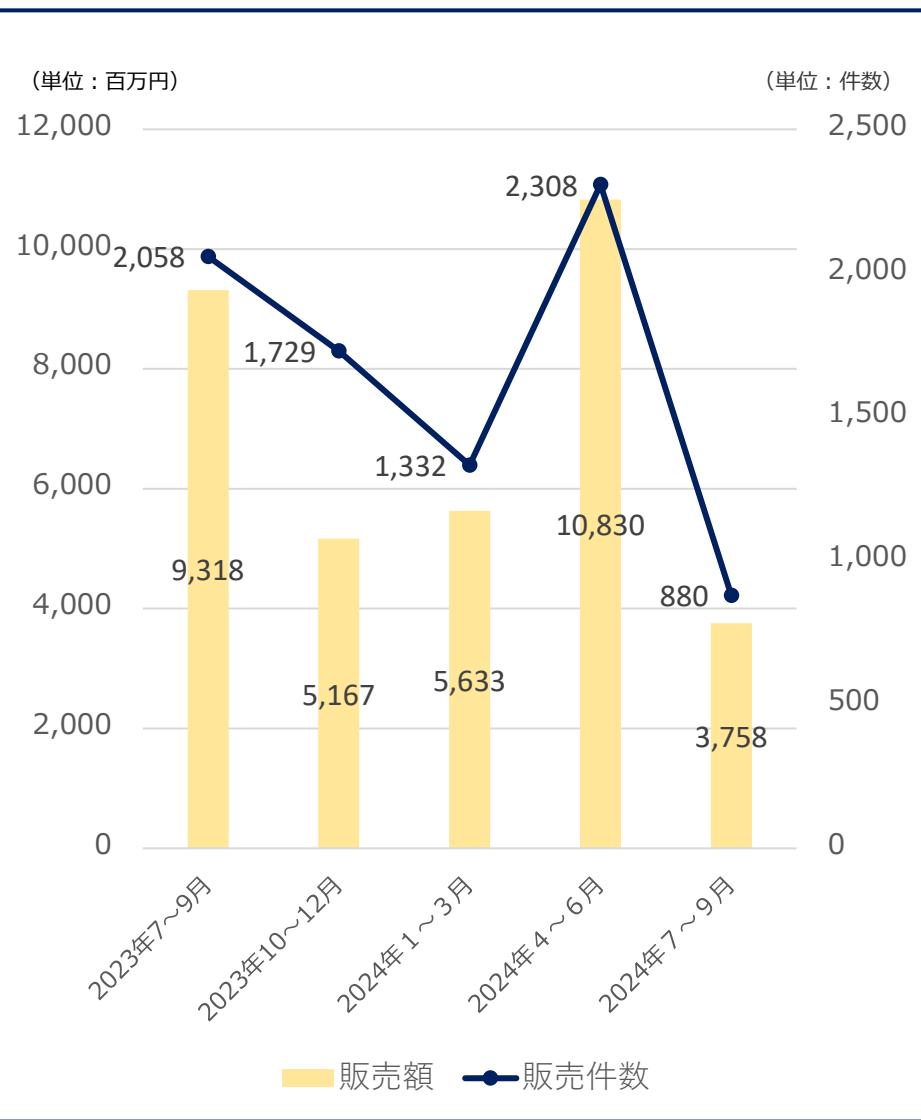
(単位:百万円)

	2023年7～9月	2023年10～12月	2024年1～3月	2024年4～6月	2024年7～9月
公募	9,318	5,167	5,633	10,830	3,758
私募	714,755	585,862	758,266	659,312	516,096

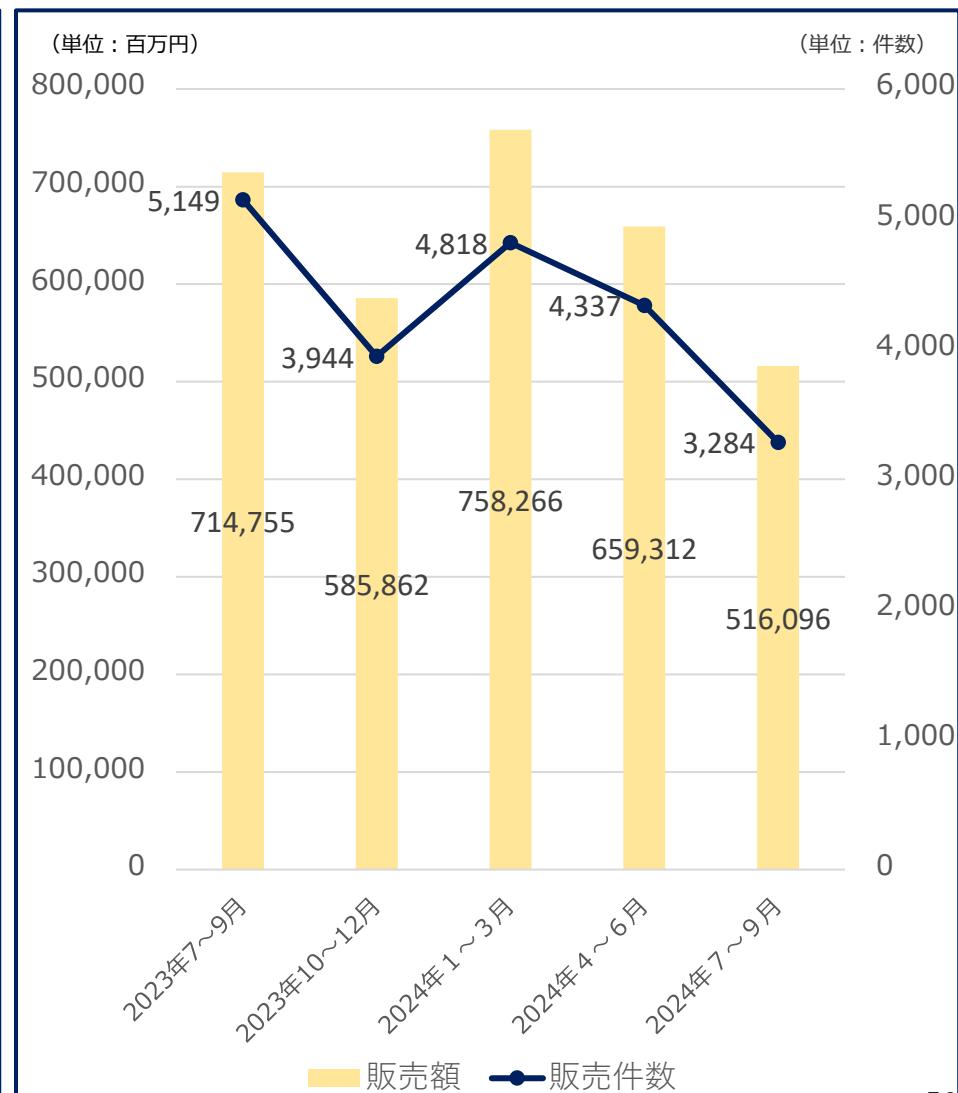
II – 7 規制改正後の仕組債の販売状況②

【参考】複雑な仕組債 販売件数・販売額推移

公募



私募



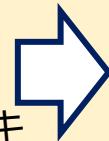
Ⅲ 高齢顧客に対する 自主規制について

III-1 高齢顧客に対する自主規制の概要

背景

- ・ 高齢化の進展
- ・ 苦情やあっせん事例の増加（含む家族からの申出）
- ・ 協会員における高齢顧客への対応、取組みにバラツキ

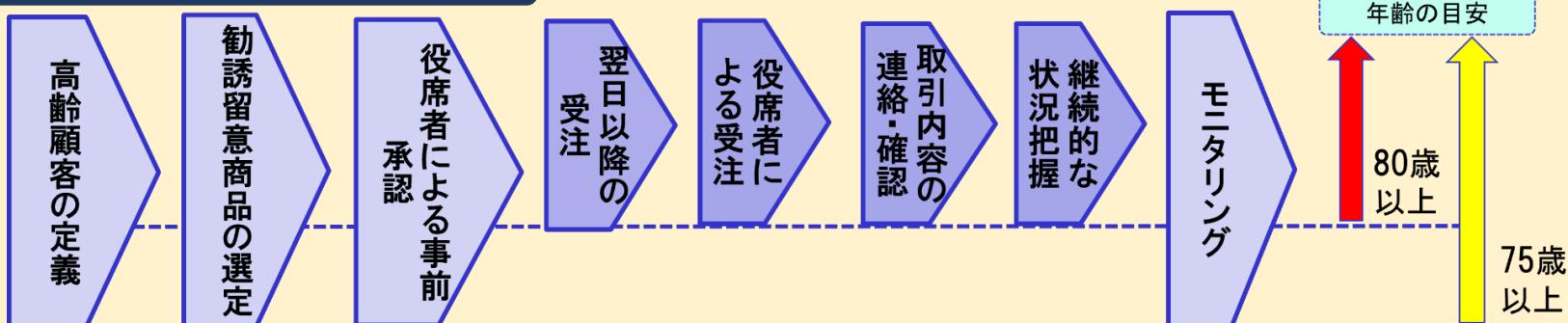
高齢顧客への適正な勧誘のため、
業界として目線を合わせが必要



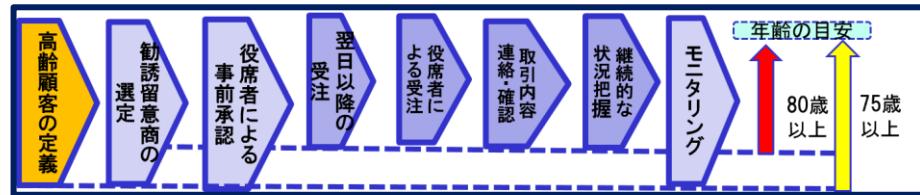
規制の導入

- 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、以下の規定を新設（2013年10月）
(高齢顧客に対する勧誘による販売)
第5条の3 協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない
- 上記「社内規則」の制定等に係る考え方を示すガイドラインを作成（2013年10月）
「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」

ガイドラインにおけるフロー



III-2 高齢顧客ガイドラインのポイント①



高齢顧客の定義

- ◆ 社内規則に高齢顧客の定義を規定（慎重な勧誘による販売を行う）

- ✓ 75歳以上を目安として高齢顧客を定義
 - ✓ 80歳以上を目安としてより慎重な勧誘による販売を行う必要がある顧客を定義
- ※ 「記憶力及び理解力等が十分である場合」かつ「収入や保有資産の状況に照らして問題ない場合」（例えば、現在会社経営者、役員等である高齢顧客）は、担当役員等の承認を得て、本ガイドラインの対象外とすることも可能

【本ガイドラインの対象外とすることが可能と考えられる例】

- ① 記憶力及び理解力等が十分であること

○記憶力に関する本人との直接対話等による確認例

- ・直近で取引した商品・銘柄、保有資産の評価損益、入出金履歴等を記憶している
- ・相場状況や保有している商品の最近の値動きについて、記憶している
- ・前回の面談等の際に役席者や本人が話した事柄について、具体的に記憶している

○理解力に関する本人との直接対話等による確認例

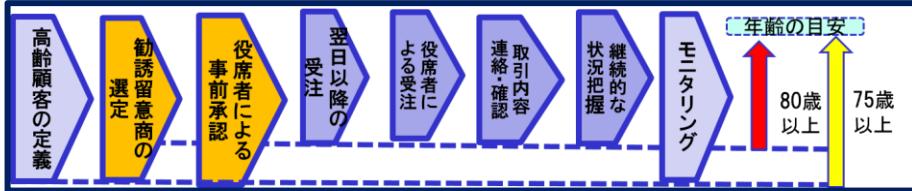
- ・相場状況や時事ニュースについて、自身の考えを述べることができる
- ・投資に関する考え方やリスクに対する認識、保有している商品の特徴について的確に説明ができる
- ・手数料や利回り等、取引に際しての計算能力を有している

○記憶力・理解力に関する家族との対話や本人の客観的な状況からの間接的な確認例

- ・家族に、顧客本人の記憶力や理解力は十分にあるかを確認できる
- ・顧客が記憶力や理解力を必要とする職業・役職又はボランティア等の社会活動に現役で従事している

- ② 収入や保有資産の状況に照らして問題ないこと

III-2 高齢顧客ガイドラインのポイント②



勧誘留意商品の選定

- ◆ 高齢顧客への勧誘に際し、「勧誘留意商品」※の範囲を選定
「勧誘留意商品」に該当する商品
 - ・高齢顧客への勧誘・販売に際し、ガイドラインに基づく手続きや条件の対象となる商品
- 「勧誘留意商品」に該当しない商品
 - ・高齢顧客への勧誘・販売に際し、ガイドラインに基づく手続きや条件の対象でない商品
- ◆ 「勧誘留意商品」に該当しない商品の例
 - ◇ 比較的価格変動が小さく、仕組みが複雑でなく、換金性が高い商品
 - ①国債、地方債、政府保証債等
 - ②普通社債
 - ③公社債を中心に投資し安定的な運用を目指す投資信託
 - ④米ドル、ユーロ、豪ドル建等で上記①～③に相当する債券・投資信託
 - ◇ 周知性の高い商品、時々刻々価格が変動する商品
 - ①上場株式、ETF、ETN、REIT（外国市場を含み、すべて現物取引に限る。）
 - ②日経225やTOPIXに連動する投資信託

役席者による事前承認

- ◆ 75歳以上（目安）の高齢顧客への勧誘留意商品の勧誘にあたっては、役席者による事前承認が必要
 - ◇ 事前承認にあたっては役席者自らが高齢顧客との面談（電話を含む）により、勧誘の適正性を判断
 - ◇ 面談時における確認事項
 - ・健康状態に問題はないか・会話がかみ合うか・理解力に問題はないか・投資意向はどうか等
- ◆ 面談の内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用

III-2 高齢顧客ガイドラインのポイント③



翌日以降の受注

- ◆ 80歳以上（目安）の高齢顧客へ勧誘留意商品を勧誘する場合、原則として勧誘の翌日以降の受注とする
 - ◆ 担当営業員は、会話内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用
 - ◆ 以下の場合等には即日受注が可能
 - ◇ 外交での勧誘時に家族が同席し、同席した家族が高齢顧客の商品の理解度、買付意向を確認している場合
 - ◇ 店頭での勧誘時に家族の同伴のうえ理解が得られた、または、役席者が同席し、理解度等を確認した場合
- ※ 上記2つの場合、「買付指示書」の受入れ、家族の同席・同伴の場合、当該指示書に家族の署名
- ◇ 顧客が商品内容を十分理解し、当日買付けを要請するやむを得ない事情がある場合
(例) ・ 翌日から旅行等で不在 ・ 保有している商品と同一の商品の追加買付け
・ 保有商品の償還に伴うロールオーバー 等

役席者による受注

- ◆ 80歳以上（目安）の高齢顧客からの受注は担当営業員とは別の役席者が行う
- ◆ 受注時における会話内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用

III-2 高齢顧客ガイドラインのポイント④



取引内容の連絡・確認

- ◆ 取引内容の連絡・確認は、顧客の属性や取引状況等を勘案し、各社がリスクベースで顧客、頻度、方法、行う者（勧説を行った担当営業員以外の者等）を社内規則等で定めて実施
- ◆ 取引内容の連絡・確認は、次頁に記載する高齢顧客に対する継続的な状況把握と同じ機会に行うことも可能

継続的な状況把握

- ◆ 継続的な状況把握は、顧客の属性や取引状況等を勘案し、各社がリスクベースで顧客、頻度、方法、行う者（内部管理を行う者又は営業担当の役席者等）を社内規則等で定めて実施
- ◆ 顧客に確認する事項として、自身の取引・保有商品に対する認識、健康状態、記憶力及び理解力等、キャッシュフロー・保有資産の状況の変化等を例示

モニタリング

- ◆ 高齢顧客に対する社内規則の遵守状況についてモニタリングを行う
(主な点検項目)
 - ・取引が所定の承認・取引プロセスに則って行われているか
 - ・適合性や合理性の観点から不適切な取引はないか
- ◆ ガイドライン手続の対象外とした顧客の取引等も継続的に観察

III－3 「高齢顧客ブック」の作成

- ・ 本協会が定める高齢顧客ガイドラインは、より慎重な対応を行うべきと考えられる高齢顧客として、75歳・80歳という年齢を目安として掲げているが、記憶力や理解力、収入や保有資産の状況などは顧客により異なる
- ・ 高齢顧客ガイドラインは、仕組みが複雑であるなど一定の金融商品を対象とするものであるが、ガイドライン対象外の金融商品についても顧客の属性や状況を的確に踏まえた対応が必要
- ・ 外部専門機関や本協会による高齢顧客対応関連の情報発信が増えつつある中、こうした情報を一覧できる媒体がない



2022年7月、協会員が、個々の高齢顧客に応じたより柔軟な対応や創意工夫を行うため、金融商品取引に関する高齢顧客対応（※）について、協会員の参考となりうる情報を取りまとめた「高齢顧客ブック」を作成し、協会員に発信

※高齢顧客の保護に関するもの、高齢顧客の取引をサポートする制度に関するもの、営業に関するものなど



将来的に高齢顧客対応における業界のベストプラクティスを形成していく契機となることも視野

III－4 「高齢顧客ブック」の内容

A. 専門機関等が公表する情報

1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による調査報告書
2. IOSCO「高齢投資者の脆弱性に関する最終レポート」
3. 東京都「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」報告書
4. 日本認知症官民協議会「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」（金融編）等について
5. 日本金融ジェロントロジー協会「法人特別会員ワーキング・グループ報告書～認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方～」
6. 「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ～よりよい将来を描くために鍵となる8つのステップ～」
7. COLTEM 金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ<報告書>

B. 日本証券業協会からの情報

1. 研修動画「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」（プロ投資家対応・金融商品販売における高齢者対応に係る調査）の配信開始について
2. 「令和3年度第4四半期における監査結果の具体的な内容と留意点について」における高齢顧客関連事例
3. 2024年度上半期 協会員の役職員向け研修における高齢顧客取引の説明状況
4. 認知症サポーター養成講座
5. 研修動画（金融ジェロントロジー入門）の配信について
6. FINMACに寄せられる顧客の親族からの不満を協会員に伝達する取組み
7. 「FINMACに寄せられた苦情相談の分析 2023年度の状況」について

C. 協会員における取組み事例

1. 高齢顧客専門担当者を置く取組み事例
2. 高齢顧客をサポートする各種取組み事例
3. 認知判断能力の低下に備えた代理人制度等を設ける取組み事例
4. 民事信託サービスを提供する取組み事例
5. 高齢顧客ガイドラインの各社の運用取組み事例



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

日本証券業協会の投資勧誘・顧客管理
に関する規制について



協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 (昭50. 2.19)

(目　　的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う有価証券の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。

(定　　義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 有価証券

定款第3条第1号に規定する有価証券をいう。

2 有価証券の売買その他の取引等

定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。

3 有価証券関連デリバティブ取引等

定款第3条第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。

4 特定店頭デリバティブ取引等

定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。

5 信用取引

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。

6 有価証券オプション取引

有価証券に係る金商法第2条第21項第3号に掲げる取引をいう。

7 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、次のいずれかに掲げるものをいう。ただし、当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。

イ 償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、他の有価証券で償還される条件があるもの

ロ 発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

ハ 発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

ニ 条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

8 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有する

こととなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。

9 レバレッジ投資信託

投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を基準指標の変動率にあらかじめ定めた倍率(2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。)を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託(取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び前号に該当するものを除く。)をいう。

10 トーケン化有価証券

本条第1号に規定する有価証券のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものをいう。

(通 則)

第3条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、金商法その他の法令諸規則等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹しなければならない。

2 協会員は、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。

3 協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等(有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等(定款第3条第10号に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の販売(新規の有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を含む。以下同じ。)を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。

4 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第4条 協会員は、投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとする。

(顧客カードの整備等)

第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金商業等府令第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

1 氏名又は名称

2 住所又は所在地及び連絡先

3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)

4 職業

5 投資目的

6 資産の状況

7 投資経験の有無

8 取引の種類

9 その他各協会員において必要と認める事項

2 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。

(勧誘開始基準)

第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。

- 1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売
- 2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売
- 3 レバレッジ投資信託に係る販売
- 4 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する審査規定等対象社債券に係る販売（同条第 3 号に規定する私募等の取扱い等に該当するものに限る。）

(高齢顧客に対する勧誘による販売)

第 5 条の 3 協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。

(取引開始基準)

第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。

- 1 信用取引
- 1 の 2 外国株式信用取引（外国証券の取引に関する規則（以下「外国証券規則」という。）第 2 条第 23 号に規定する外国株式信用取引をいう。以下同じ。）
- 2 新株予約権証券（外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、新株予約権証券の性質を有するものを含み、会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であって、当該新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるものを除く。以下同じ。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
- 3 新投資口予約権証券（外国投資証券のうち、新投資口予約権証券に類するものを含み、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てに係る新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるものを除く。以下同じ。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
- 4 有価証券関連デリバティブ取引等
- 5 特定店頭デリバティブ取引等
- 6 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等
- 7 店頭取扱有価証券（「店頭有価証券に関する規則」（以下「店頭有価証券規則」という。）第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券をいう。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
- 8 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る取引等
- 9 「株主コミュニティに関する規則」第 2 条第 5 号に規定する株主コミュニティ銘柄の取引等

- 10 トークン化有価証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
- 11 その他各協会員において必要と認められる取引等（顧客の計算による信用取引以外の有価証券の売付けを除く。）
- 2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。

（注意喚起文書の交付等）

第 6 条の 2 協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、第 1 号から第 3 号に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第 2 項第 2 号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。

- 1 有価証券関連デリバティブ取引等（金商業等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。）
- 2 特定店頭デリバティブ取引等
- 3 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等
- 4 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
- 5 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託
- 2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。
 - 1 不招請勧誘規制の適用がある場合にあっては、その旨
 - 2 リスクに関する注意喚起
 - 3 前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務（金商法第 156 条の 38 第 11 項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条において同じ。）を行う指定紛争解決機関（金商法第 156 条の 38 第 1 項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先
 - 4 前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務を行う指定紛争解決機関（第 3 号の指定紛争解決機関を除く。）又は定款第 78 条の 2 第 1 項に規定するところにより本協会が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先（第 3 号の指定紛争解決機関が存在しない場合に限る。）
 - 3 協会員は、顧客と第 1 項各号に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。
 - 4 注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から 1 年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げるもの（第 1 号に掲げるものにあっては、定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第 1 項ただし書きの規定を適用する。

（信用取引の注文を受ける際の確認）

第 7 条 協会員は、顧客から信用取引（外国株式信用取引を除く。第 12 条において同じ。）の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 11 号に規定する PTS 制度信用取引を含む。）、一般信用取引（同第 2 条第 12 号に規定する PTS 一般信用取引を含む。）の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。

2 会員は、顧客から外国株式信用取引の注文を受ける際は、外国証券規則第42条の規定を遵守するものとする。

(顧客からの確認書の徴求)

第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引次ぎ等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

2 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。）の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

3 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。

1 第3条第4項の重要な事項の内容

2 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

4 協会員は、顧客とトーケン化有価証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が第3条第4項の重要な事項の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引に関する確認書を

徴求するものとする。

5 協会員は、有価証券関連デリバティブ取引等のうちバイナリーオプション取引等（「バイナリーオプション取引に関する規則」第2条第7号に規定するバイナリーオプション取引等をいう。）に係る契約を顧客と締結しようとするときは、第1項及び第2項に規定する確認書に代えて、同規則第12条に規定する確認書を徴求するものとする。

（意向の確認等の特例）

第9条 特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前2条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。

（預金等との誤認防止）

第10条 特別会員は、定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に関し、金商法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券（国債証券等（金商法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第3号及び第5号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。以下同じ。）及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 1 預金等ではないこと（保険会社にあっては保険契約でないこと。）。
- 2 預金保険法第53条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあっては保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。
- 3 金商法第79条の21に規定する投資者保護基金による同法第79条の56の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。
- 4 元本の返済が保証されていないこと。
- 5 契約の主体
- 6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、前項第1号から第4号までに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。

（信用取引、新株予約権証券取引、新投資口予約権証券及びデリバティブ取引等の節度ある利用）

第11条 協会員は、信用取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。

2 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、

当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。

(過当勧誘の防止等)

第 12 条 協会員は、顧客に対し、主觀的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一括集中的推奨をしてはならない。

2 協会員は、金融商品取引所、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第2条第5号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引（当該信用取引の清算のために行われる反対売買を除く。）の勧誘を自粛するものとする。

- 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄
- 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄

3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所、認可会員又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。

- 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもつてする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄
- 2 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄

4 前項の説明は、次の各号のいずれかに掲げる場合は要しないものとする。

- 1 顧客が金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者である場合
- 2 顧客の取引が、前号に規定する投資運用業を行う者が指図を行う口座において行われる場合
- 3 あらかじめ顧客自身より前項の説明が今後不要である旨の申出があり、かつ、信用取引を行おうとする銘柄には第2項各号に掲げる措置又は前項各号に掲げる措置が採られることがあることを当該顧客が十分に理解していると協会員が認める場合

5 協会員は、金融商品取引所が有価証券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、有価証券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。

6 協会員は、前項に掲げる銘柄及び金融商品取引所により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から有価証券オプション取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。

- 1 金融商品取引所が有価証券オプション取引に係る建玉に関して注意喚起を行っている銘柄
- 2 金融商品取引所が有価証券オプション取引に係る委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託証拠金の率の引上げ（委託証拠金の有価証券をもつてする代用の制限等を含む。）又は買付代金の決済日前における預託の受入れ措置を行っている銘柄

7 会員は、外国株式信用取引を取り扱う場合には、外国証券規則第44条の規定を遵守するものとする。

(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)

第 12 条の2 協会員は、店頭有価証券（店頭有価証券規則第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。）については、店頭有価証券規則に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧誘を行ってはならない。

(仮名取引の受託及び名義貸しの禁止)

第 13 条 協会員は、顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文があった場合において、仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。

2 会員は、顧客が株券の名義書換を請求するに際し、自社の名義を貸与してはならない。

(顧客情報の漏えい等の禁止)

第 13 条の 2 協会員は、顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。次項において同じ。）を漏えいしてはならない。

2 協会員は、他の協会員の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。）の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得し、又は不正に取得した顧客に関する情報を業務に使用し若しくは漏えいしてはならない。

(犯罪による収益の移転防止等に係る内部管理体制の整備)

第 14 条 協会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。

(内部者登録カードの整備等)

第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次の各号に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

1 次に掲げる者

- イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。）
- ロ 上場投資法人等（上場会社等のうち、投信法第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の執行役員又は監督役員
- ハ 上場投資法人等の資産運用会社（投信法第 2 条第 21 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員

2 次に掲げる者

- イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
- ロ 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）のうち主なものをいう。以下同じ。）の役員

3 前 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者

4 第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者

5 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く。）その他役員に準ずる役職にある者

6 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）

7 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

8 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）

9 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人

10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。）

2 協会員は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 氏名又は名称

- 2 住所又は所在地及び連絡先
 - 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）
 - 4 会社名、役職名及び所属部署
 - 5 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード
- 3 協会員は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。
- 4 協会員は、前項の規定により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。
- 5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。
- 6 協会員は、第5条に規定する顧客カードにおいて、第2項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。
- 7 協会員は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。

（J-IRISSへの照合等）

- 第15条の2 協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年1回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。
- 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。
- 3 協会員は、第1項に規定する照合の結果、J-IRISSから情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。

（取引一任勘定取引の管理体制の整備）

- 第16条 協会員は、金商業等府令第123条第1項第13号に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の取引等（以下「取引一任勘定取引」という。）が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、協会員の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を整備しなければならない。

（取引の安全性の確保）

- 第17条 協会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの注文の受託に際しては、あらかじめ当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の確保に努めなければならない。

（顧客の注文に係る取引の適正な管理）

- 第18条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う場合には、顧客の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別しなければならない。
- 2 協会員は、有価証券の売買その他の取引等において、顧客の注文に係る伝票を速やかに作成のうえ、整理、保存するとともに、自己の計算による取引と区分するための番号等を端末機に入力する等顧客の注文に係る取引を適正に管理しなければならない。
- 3 協会員は、前2項の顧客の注文に係る取引の適正な管理に資するため、打刻機の適正な運用及び管理、コンピューターの不適正な運用の排除等を定めた社内規則を整備しなければならない。

（最良執行義務）

- 第19条 協会員は、金商法第40条の2に規定する最良執行義務を適切に履行するために十分な管理体制を整備しなければならない。

(会員の顧客に対する保証等の便宜の供与)

第 20 条 会員は、有価証券の売買その他の取引等に関連し、顧客の資金又は有価証券の借入れにつき行う保証、あっせん等（形式のいかんにかかわらず、顧客の資金又は有価証券の借入れについて会員又はその役職員が関与したものを含む。）の便宜の供与については、顧客の取引金額その他に照らして過度にならないよう、適正な管理を行わなければならない。

(特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止)

第 21 条 特別会員は、顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引の勧誘を行ってはならない。

(特別会員の自動的な信用供与の禁止等)

第 22 条 特別会員は、登録金融機関業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じなければならない。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を行ってはならない。

1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等（金商法第2条に掲げる有価証券に係る同法第2条第21項第1号に掲げる取引又はこれに係る同条第8項第2号若しくは第3号に掲げる行為をいう。以下同じ。）の専用口座（以下「債券先物取引用口座」という。）を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。

2 同一名義人の当座貸越設定口座から、債券先物取引用口座への自動振替は行わないこと。

2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得なければならぬ。

3 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。

(非公開融資等情報の管理の徹底等)

第 23 条 特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金商業等府令第1条第4項第13号に規定するものをいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）に周知し、その遵守徹底を図らなければならない。

(投資信託等の損益の通知)

第 23 条の2 協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。

(顧客管理体制の整備)

第 24 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等に係る顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 協会員は、前項に規定する社内規則に基づき、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況及び役職員の事業活動の状況について的確な把握に努めなければならない。

(内部者取引管理体制の整備)

第 25 条 協会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役職員がその業務に関して取得した発行会社に係る

未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めなければならない。

(信託勘定取引の適正な管理)

第 26 条 協会員は、顧客の信託契約（特定金銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。）に基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、その適正な管理に努めなければならない。

(社内検査規則の整備等)

第 27 条 協会員は、金商法その他の法令諸規則の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

(顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備)

第 28 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めなければならない。

(電磁的方法による書面の交付等)

第 29 条 協会員は、第 6 条の 2 に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該注意喚起文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。

2 協会員は、第 8 条に規定する確認書の徵求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徵求したものとみなす。

付 則

この規則は、昭和50年3月1日から施行する。

付 則 (昭60. 10. 16)

この改正は、昭和60年10月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 1 項、第 4 条および第 5 条を改正。

付 則 (昭62. 3. 10)

この改正は、昭和62年3月10日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条第 1 項を改正。
- (2) 第 5 条を新設。
- (3) 現行第 5 条以下第 9 条までを各 1 条繰り下げ、第 6 条以下第 10 条までとする。

付 則 (昭62. 6. 17)

この改正は、昭和62年6月17日から施行する。